

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第3号）新旧対照表

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1.・2. (略)</p> <p><u>3. 第 1 項第 3 号の規定による周知は、液化石油ガスによる災害の発生の防止に關し必要な事項について実施するものであるので、できるだけ一般消費者等に対し当該内容を理解できるよう説明するよう指導されたい。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3.</u> (略)</p>

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
<p>第 27 条（周知の内容）関係</p> <p>1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事 項</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項</td><td style="padding: 10px;"> <p>(1)三又（一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の<u>図画</u>、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>第 38 条の 2（周知の方法）及び第 38 条の 3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）関係</u> 4. に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>2. 周知に際しては、ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器又は集中監視システムの紹介その他の事故防止対策に係る事項を、併せて通知するよう指導されたい。</p> <p>第 38 条の 2（周知の方法）及び第 38 条の 3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）関係</p> <p>1. 第 38 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとする</p>	事 項	例	(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	<p>(1)三又（一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の<u>図画</u>、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>第 38 条の 2（周知の方法）及び第 38 条の 3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）関係</u> 4. に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。</p>	<p>第 27 条（周知の内容）関係</p> <p>1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事 項</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項</td><td style="padding: 10px;"> <p>(1)三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>大規模料理飲食店等施設</u>の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>2. 周知すべき事項を記載する書面には、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のための PR、リース制度の紹介等消費設備の事故防止対策に係る事項を記載する欄を設けるように指導されたい。</p> <p>第 38 条（周知の方法）関係</p> <p>1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油</p>	事 項	例	(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	<p>(1)三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>大規模料理飲食店等施設</u>の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。</p>
事 項	例								
(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	<p>(1)三又（一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の<u>図画</u>、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>第 38 条の 2（周知の方法）及び第 38 条の 3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）関係</u> 4. に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。</p>								
事 項	例								
(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	<p>(1)三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>大規模料理飲食店等施設</u>の管理者は、LP ガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。</p>								

改正案	現行
<p>ときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。</p>	<p>ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。</p>
<p>(削る)</p>	
<p>2. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず<u>一般消費者等が液化石油ガスを使用する前に行うよう徹底されたい。</u></p>	<p>2. 「配布」については、「手交」することを要求するものではないが、本条は災害の発生の防止のために必要な事項を周知させることとしたものであるので、できるだけ消費者等に直接「手交」するよう指導されたい。</p>
<p>3. 第38条の2第1項又は第2項に規定する書面を配布する方法又は第38条の3第1項に規定する情報通信技術を利用する方法により周知事項を提供する際には、業務用施設における一般消費者等とその他一般消費者等とを区分して行うよう指導されたい。</p>	<p>3. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず<u>供給開始前に行うよう徹底されたい。</u></p>
<p>なお、料理飲食店、旅館、ホテルその他の施設（以下「料理飲食店等」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満の容器をいう。）の最大保有数量が5本以上である者に対しては、当該小型容器の使用上の注意事項、保管方法等について、併せて周知させることとする。</p>	<p>4. 周知すべき事項を記載した書面は、業務用施設における消費者に対するものと、その他一般消費者に対するものとを区分して作成するよう指導されたい。</p> <p>なお、料理飲食店、旅館、ホテル等の施設（以下「料理飲食店等施設」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満のもの）の最大保有数量が5本以上であるものに対しては、小型容器の使用上の注意事項、保管方法等を記載した書面を併せて交付し、周知させることとする。</p>
<p>4. 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び液化石油ガス販売事業者を指導されたい。</p>	<p>5. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び販売事業者を指導されたい。</p>
<p>① 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食</p>	<p>① 保安機関は販売事業者と連携し、「1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設（以</p>

改 正 案	現 行
<p>店等（以下「<u>大規模料理飲食店等</u>」という。）の管理者に対し、当該管理者が<u>液化石油ガス販売事業者</u>との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任するよう要請するとともに、<u>当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。</u></p>	<p>下「<u>大規模料理飲食店等施設</u>」という。）の管理者に対し、当該管理者が<u>販売事業者</u>との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任し、<u>当該担当者を通じ周知事項を従業員に徹底する</u>よう要請するとともに<u>当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。</u></p>
<p>② 保安機関は、<u>大規模料理飲食店等の「LPガス保安連絡担当者」</u>に対し、当該担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。</p>	<p>なお、保安機関は、<u>大規模料理飲食店等施設以外の業務用施設</u>の管理者に対しても、周知事項を従業員に徹底するよう要請する。</p>
<p>③ 保安機関又は<u>液化石油ガス販売事業者</u>は、<u>大規模料理飲食店等</u>における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成する。</p>	<p>② 保安機関又は<u>販売事業者</u>は、<u>大規模料理飲食店等施設</u>における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交し、<u>大規模料理飲食店等施設の安全管理の徹底を図る</u>よう要請する。</p>
<p>④ 保安機関は、<u>大規模料理飲食店等の管理者</u>が「LPガス保安連絡担当者」を選任した場合には、遅滞なく、「LPガス安全管理マニュアル」を当該担当者に手交し、<u>大規模料理飲食店等の安全管理の徹底を図る</u>よう要請する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑤ 保安機関は、<u>大規模料理飲食店等以外の業務用施設</u>の管理者に対しても、当該管理者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。</p>	<p>（新設）</p>

改 正 案

第 132 条（報告）関係

様式2

保安業務実施状況報告

年 月 日

般

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. (略)

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第1
22号）第2条第1号又は第2号に規定する数
人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち再調査 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち戻し戸（ 戸）
2. 容器交換時等供給設備点検	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）
3. 定期供給設備点検	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち拒否数 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち戻し戸（ 戸）
4. 定期消費設備調査	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸） 当年再調査 戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸） 当年再調査 戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸）
5. 周知	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち書面配布 戸（ 戸） 電子メール 戸（ 戸） ファイル記録 戸（ 戸） 記録媒体 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち戻し戸（ 戸）
6. 緊急時対応	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）
7. 緊急時連絡	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）

3. (略)

(備考) 1～3 (略)

現 行

第 132 条（報告）関係

様式2

保安業務実施状況報告

年 月 日

般

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. (略)

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第1
22号）第2条第1号又は第2号に規定する数
人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち再調査 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち戻し戸（ 戸）
2. 容器交換時等供給設備点検	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）
3. 定期供給設備点検	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち拒否数 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち戻し戸（ 戸）
4. 定期消費設備調査	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸） 当年再調査 戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸）	戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸） 当年再調査 戸（ 戸） うち完了数 戸（ 戸） 拒否数 戸（ 戸） 不在数 戸（ 戸）
5. 周知	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）
6. 緊急時対応	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）
7. 緊急時連絡	戸 戸（ 戸）	戸（ 戸）	戸（ 戸）

3. (略)

(備考) 1～3 (略)

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208 商局第3号）の一部改正 新旧対照表

○別添 保安業務規程の記載例について（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保安業務の実施の方法）</p> <p>第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。</p> <p>例1・例2 （略）</p> <p>例3（周知）</p> <p>二 周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。</p> <p>イ 周知事項を記載した書面を配布する方法</p> <p>ロ 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。</p> <p>① 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法</p> <p>② 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法</p> <p>③ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したもの交付する方法</p> <p>三 前号ロに掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。</p> <p>なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロに掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があつ</p>	<p>（保安業務の実施の方法）</p> <p>第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。</p> <p>例1・例2 （略）</p> <p>例3（周知）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案

現行

たときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

イ 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

ロ 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

ハ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

三 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

四 周知の具体的な内容は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

五 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

六 (略)

例 4 (略)

二 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

三 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。（又は、日を改め〇回訪問しても直接手交できない場合に限り配付する。）

四 (略)

例 4 (略)